

消費税の認識を正しくする

事業活動に必要な電気・ガソリン・水道・事務用品などの課税仕入れに係る間接消費税に加えて、間接消費税に消費税を課す二重課税という過ちを犯して日本国憲法第30条の条規にかかわらず消費者から消費税を収奪しているのが現在の消費税社会です。

間接消費税込価格＝課税標準（対価）^注×（1＋消費税率）

注：課税標準（対価）<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/6301.htm> 参照

ところが消費税法第63条に矛盾する消費税特別措置法第10条により二重課税になる総額表示で価格や料金を表す方式が社会に定着しています。

総額表示価格＝間接消費税込価格×（1＋消費税率）

消費税特別措置法が令和3年3月31日を期日に失効しても事業者には根付いた総額表示を二重課税にならない間接消費税込価格表示に切り換えさせる必要がありますが、取引する当事者（事業者・消費者）に課税資産等の譲渡等の価格に間接消費税が含まれているという認識は極めて希薄です。

同法が失効すると消費税の二重課税の根拠が無くなるものの、定着している総額表示が失効期日をもって無くなるという保証は無く、何か措置を講じなければ総額表示価格による消費税の収奪は続きます。

そこで、総額表示をコペルニクス的に間接消費税込価格表示へと転換させるため、別紙のように告発し社会を喚起することになりました。

この旨に賛同いただきお知り合いの方々に啓発して頂くようお願いします。

11月22日

ソーシャルデザイン機構 [NPOセルフデクル](#)